

運営評価に係る視察報告

1. 河内長野市立市民公益活動支援センター（るーぷらざ）

(1) 施設目的等

- ・市民活動を支援し活性化を図るとともに、協働を促進し公益の増進に寄与することを目的に設置した。
- ・市民公益活動の活性化、ネットワークづくりの促進、協働の促進を基本的な役割とする。
- ・中間支援組織の機能として、情報の収集及び提供機能、人材育成機能、相談・助言・コーディネート機能、連携及び交流促進機能を有する。

(2) 評価制度概要

- ・種類
 - 利用者評価（アンケート）
 - 受託者評価
 - 行政評価
 - 第三者評価【市民公益活動支援・協働促進懇談会】
 - 社会全体からの評価（ホームページ上での公開）
- ・スケジュール（平成 28 年度評価分）

平成 29 年 2 月	施設窓口においてアンケート調査を行い、利用者評価を実施
6 月	受託者評価及び行政評価を実施 評価シート、利用者評価及び活動報告書等を懇談会委員に送付
7 月	懇談会にて、指定管理者より事業や受託者評価について説明 指定管理者退席後、懇談会委員同士で第三者評価を実施
9 月	第三者評価（案）及び議事録（案）を懇談会委員に送付
10 月	第三者評価を確定 社会全体からの評価のため、ホームページ上で評価内容等を適宜公開

- ・評価様式等
 - 受託者及び行政評価の様式である「評価シート」については、中間支援組織の機能に準じた評価項目を設定するとともに、「翌年度予定」欄を設け、両方で改善点を共有している。
 - 「活動報告書」については、事業単位で PLAN（計画）、DO（実施）、SEE（評価）を一枚にまとめている。PLAN（計画）では対応する主な指針項目を、DO（実施）では指標を用いながら実施内容を、SEE（評価）では良かった点や検討したほうがよい点を記載している。
 - 第三者評価の様式は文章記述となっており、各種評価結果や活動報告書、ヒアリング等を踏まえた総合評価を実施している。

(3) 第三者評価

- ・施設の設置目的を最大限に発揮するためには、様々な立場から評価を行うことで管理運営の公平性、透明性を確保する必要があることから、第三者評価を実施することとした。

- ・市の附属機関である「市民公益活動支援・協働促進懇談会」において評価を実施する。
- ・懇談会は、公募市民、市民公益活動団体の関係者、市内事業者、学識経験者から構成される。

(4) その他

- ・指定管理者制度導入施設における内部モニタリングも実施しており、指定管理者からハード面に係る評価項目の重複解消を求められている。

2. みのお市民活動センター

(1) 施設目的等

- ・市民が自発的かつ自立的に行う営利を目的としない社会貢献活動の促進を図ることを目的として設置した。
- ・情報の収集及び提供に関する事業、講座の開催その他啓発に関する事業、相談に関する事業、交流の促進に関する事業、場所及び設備の提供に関する事業、団体の支援に関する事業を実施している。

(2) 評価制度概要

指定管理者制度により運営する施設に係る、共通の評価制度として導入した。

・種類

○利用者アンケート

○受託者評価

○第三者評価【利用者等の意見交換会及び指定管理者の評価に係る合議】

・スケジュール（平成28年度評価分）

平成29年	5月	施設窓口においてアンケート調査を実施
	6月	受託者評価を実施 利用者等の意見交換会を実施
	8月	指定管理者の評価に係る合議を実施

・評価様式等

○アンケートの項目は、評価制度導入時に市所管課で決定した。

○指定管理者の評価に係る合議にあたっては、各種評価結果のほか、事業報告書を参考としている。評価時に具体的な指標は用いていないが、中間支援の「見える化」を目的に、相談業務については具体的な事例を明記している。

○指定管理者の評価に係る合議における指摘事項については、「指摘事項改善進捗チェックシート」により市と中間支援組織で改善状況を共有している。

(3) 第三者評価

区分	本施設における評価主体
利用者等の意見交換会	施設利用者で構成する協議会
指定管理者の評価に係る合議	施設利用者の中から市所管課が選定した個人